

保護者のみなさまへ

高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金
交付のお知らせ【令和5年下半期用】

1 助成対象者

下記2に規定する児童を養育する保護者であり、本市の市税を滞納していない方。
申請書の受付後、市税の納付状況の確認を行いますので、納付忘れがないか御確認ください。
なお、本来の納期限を過ぎた市税が一部でも残っている場合には、交付の対象となりませんので御承知おきください。

2 対象児童

高松市内に所在する認可外保育施設又は企業主導型保育施設（以下「認可外保育施設等」という。）に入所している本市に住民登録がある満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ
る者であって、保育を必要とする事由（詳しくは別表1を御確認ください。）のいずれかに該当し、
家庭において必要な保育を受けることが困難である児童のうち、次のいずれかに該当する方。

- (1) 同一世帯で、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設などを同時に利用する小学校就学前兄又は姉を1人有する第2子。
- (2) 同一世帯で、3人以上の児童（出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を現に養育し、かつ、出生順位が第3位以降の児童。

※兄弟姉妹が市外に居住しているなど、実際には居住が別であっても、養育関係（出身世帯と同一生計）がある場合には、対象となります。

【事例(1)】

兄弟姉妹の状況	同一世帯で、認可外保育施設などを利用する小学校就学前の子どもが2人いる場合	
18歳		
17歳		
<hr/>		
小4		
小3		
小2		
小1		
5歳	 第1子	(対象外)
4歳		
3歳		
2歳	 第2子 「助成対象」	
1歳		
0歳		

【事例(2)】

兄弟姉妹の状況	同一世帯で18歳以下（R6.3.31時点）の子どもが3人以上いる場合	
18歳	 第1子	(対象外)
17歳		
<hr/>		
小4	 第2子	(対象外)
小3		
小2		
小1		
5歳		
4歳		
3歳		
2歳	 第3子 「助成対象」	
1歳		
0歳		

3 助成金の額

(1) 助成金の上限月額

対象児童 (0歳から 2歳児) (※3)	兄又は姉の状況	認可外保育施設 を利用 (<u>企業主導型保育施設 を除く</u>)	企業主導型保育施設 を利用
第2子	第1子 3歳から5歳児で 保育施設等を利用	15,000円	18,550円
	第1子 0歳から2歳児で 保育施設等を利用 (※4)	30,000円	37,100円
第3子以降	同一世帯で、18歳以下の 兄又は姉が2人以上いる	30,000円	37,100円

※1 助成金の額が保育料（保育サービスに対する利用料のうち、月を単位として保護者が共通して負担するもの〔月額保育料〕又は一時預かり事業〔準ずるものを含む〕利用料であり、下記に掲げる費用（※2）を除いたものをいう）の額を超えるときは、当該保育料の額を限度額とします。

※2

- ・日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用
- ・保育に係る行事への参加に要する費用
- ・食事の提供に要する費用
- ・施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

※3 対象児童が、無償化の対象となっている場合は、この助成金の交付の対象外となります。

※4 第1子が、助成対象期間の途中で、教育・保育給付1号認定を受けた場合は、その翌月から助成金の上限月額が半額になります。

(2) 助成金の交付時期

内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは、上半期分（4月～9月）と下半期分（10月～3月）の2回に分けて、それぞれ11月末頃と5月末頃に交付予定です。

4 申請対象期間

令和5年10月1日～令和6年3月31日（令和5年度下半期分）

5 申請書類

- (1) 高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) (1)の添付書類 ※詳しくは次ページの7の(2)を御確認ください。
- (3) 請求書

6 提出期限

各保育施設が定める期限

※提出期限に関する御相談はまず、各施設にお願いします。

7 手続き及び添付書類

助成金の交付を受けようとする方は、下記(1)から(3)を記入例に基づいて作成し、助成の対象となる保育料を支払った保育施設へ提出してください。

(1) 高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付申請書（様式第1号）

※申請者は、請求書の請求者と同じ人としてください。

※訂正する際は二重線を引き、訂正印を押してください。

修正テープ等、消えるボールペンは使用しないでください。

※原則、押印は不要ですが、訂正印を押された場合には申請者欄に訂正印と同じ印を押してください。

(2) (1)の添付書類（下記アからウ）

ア. 対象児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であること（保育を必要としている事由）を証する書類（必ず【別表1】を御確認ください。）

※保護者全員分必要です。

※認可外保育施設に対象児童が入所していた期間に係る書類が必要です。

※保育を必要としている事由ごとに、書類の種類は異なります。

イ. 戸籍謄本

※助成対象児童以外の児童が高松市外に居住している場合のみ必要です。

ウ. 対象児童が第2子の場合、兄・姉が、いずれかの施設（※）へ在籍していることの証明書

※認可外保育施設、幼稚園（新制度に移行していない幼稚園に限る）、特別支援学校 幼稚部、特例保育、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

(3) 請求書

※請求者欄の印は不要ですが、訂正印を押された場合には請求者欄に訂正印と同じ印での押印が必要になります。

8 その他

本市では、行政手続きに係る押印等の見直しを行った結果、押印等の義務付けを廃止したため、原則、押印は不要です。

ただし、「申請書」で訂正印を押されている場合は「申請者欄」に、「請求書」で訂正印を押されている場合は「請求者欄」に、訂正印と同じ印を押してください。

「申請書」と「請求書」の両方に押印している場合は、同じ印鑑である必要があります。

問合せ先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市 こども保育教育課 監査給付係

担当：小林

Tel：839-2358

別表 1

保育を必要としている事由	条件・提出書類
<p>(1) 就労（自営業・内職を含む。）</p>	<p>保護者1人当たりの就労時間が、月64時間以上であることが条件です。</p> <p>※ただし、就労時間が月64時間以上とならない勤務先を複数掛け持ちしている場合は、各勤務先における勤務時間を合計し、月64時間以上とすることも可能です。（この場合、各勤務先についての勤務証明書が必要となります。）</p> <p>◆「就労証明書」</p> <p>※自営業の場合は、営業許可証、請負契約書、納品書等の自営業が確認できる書類の添付が必要。</p> <p>ただし、事業所等が株式会社等の法人で、その代表者が子どもの父、母又は祖父母の場合は、自営業を確認できる書類の添付は不要。</p> <p>※<u>育児休業中は、本助成金の対象外です。</u></p>
<p>(2) 妊娠・出産 妊娠中、又は出産後で間もないため、子どもの保育ができない場合。</p>	<p>出産予定日が属する月の2か月前から 出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで。</p> <p>※育児休業期間中は対象外です。</p> <p>◆「妊娠・出産申立書」（各種申立書内）</p> <p>※母子健康手帳の表紙及び出産予定日の分かる面の写しを添付。</p>
<p>(3) 疾病・障がい 疾病や負傷、又は精神若しくは身体に障がいを有しているため、子どもの保育ができない場合。</p>	<p>◆傷病・障がい等申立書（各種申立書内）</p> <p>※下記のうち、該当するものの写しを添付してください。</p> <p>（傷病の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書 他 <p>（障がい等の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳 ・ 療育手帳 他
<p>(4) 介護・看護 同居又は長期間入院等をしている親族を、常時介護又は看護するため、子どもの保育ができない場合。</p>	<p>保護者1人当たりの介護（看護）時間が、月平均64時間以上であることが条件です。</p> <p>◆介護（看護）申立書（各種申立書内）</p> <p>※下記のうち、該当するものの写しを添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書 ・ 介護保険被保険者証 ・ 障害者手帳 ・ 療育手帳

<p>(5) 災害復旧 火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合。</p>	<p>◆被災証明書等</p>
<p>(6) 求職活動 求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、子どもの保育ができない場合。</p>	<p><u>求職活動を、保育を必要とする事由として申請する場合は、上半期・下半期それぞれ最長3ヶ月分までの助成となります。</u></p> <p>◆求職活動申立書</p> <p>※活動した内容を具体的に記入してください。 ※活動記録の記入がない月は対象となりません。</p>
<p>(7) 就学 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができない場合。</p>	<p><u>保護者1人当たりの就学時間が、月64時間以上であることが条件です。</u></p> <p>◆就学・技能習得等申立書（各種申立書内）</p> <p>※在学証明書及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類</p>
<p>(8) 虐待・DV 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合。</p>	<p>◆公的機関が発行する事実を証明できる書類</p>